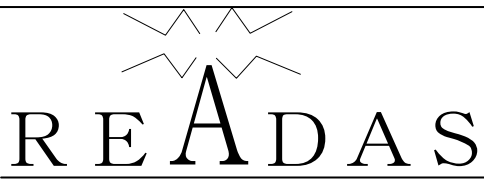


第 5656 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月22日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 土地譲渡の特例

Q：私は昨年（平成28年）、平成22年に取得した土地を譲渡しました。何か特例があるようですが、どのようなものなのですか？

A：譲渡所得から1,000万円控除してくれる特例があります。

【解説】

土地の流動化を図り経済を活性化させる目的で、平成21年度の税制改正で、次のような特例が創設されました。

個人が、平成21年に取得した国内にある土地又は土地の上に存する権利（土地等）を平成27年以降に譲渡した場合又は平成22年中に取得した土地等を平成28年以降に譲渡した場合には、その土地等に係る譲渡所得の金額から1000万円を控除することができます。譲渡所得の金額が1000万円に満たない場合にはその譲渡所得の金額が控除額になります。

この特例の要件は、次のとおりです。

- ①平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の土地等の取得であること
- ②平成21年に取得した土地等は平成27年以降に譲渡すること、また、平成22年に取得した土地等は平成28年以降に譲渡すること
- ③親子や夫婦など特別な間柄にある者から取得した土地等ではないこと
- ④相続、遺贈、贈与、交換、代物弁済及び所有権移転外リース取引により取得した土地等ではないこと
- ⑤譲渡した土地等について、収用等の特別控除や事業用資産の買換え特例など他の譲渡所得の特例を受けないこと

